



# 秋田県公報

目 次

ページ

監査委員告示

○秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(一)……………1

監査委員告示

秋田県監査委員告示第一号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成二十一年三月十日

秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「保存期間」の下に「(保存期間が永年のものにあつては、十年。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 課長は、当該課に保管している行政文書(保存期間が二年のものを除く。)の保存期間が経過したときは、当該行政文書を毎年度十月三十一日までに公文書館長に引き渡さなければならない。

附 則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄